

農業展示ほ設置運営要領

一般社団法人 滋賀県植物防疫協会

1. 目的

協会が定める農業展示ほ設置要領（以下「要領」という。）に基づき、展示ほの円滑な設置運営を図るに必要な事項を定める。

2. 展示試剤等の採択基準

展示に供する新農薬等は、原則として既登録のもので、すでに試験研究機関で試験検討済みであり、普及に移し得る可能性のあるものとする。

3. 展示ほの設置申込み

設置要領 2-1に基づき、依頼者は農業展示ほ申込書（様式第1号）及び試験成績書、説明書及び安全性等に関する説明書各2部を添え、所定の期日までに会長に提出するものとする。

4. 展示ほの受託決定

会長は要領第 2-2に基づき受託を決定したときは、展示ほ設置決定通知（様式第2号、第3号）を当該関係者に通知するものとする。

5. 展示試剤の送付

展示ほ設置決定通知（様式第2号）を受けた依頼者は、その通知に基づき遅滞なく展示ほ設置機関に対し、展示規模に必要な農薬等試剤を送付するものとする。

なお、対照（比較）薬剤を指定するものについては、現物及び現地調達により依頼者が負担するものとする。

6. 展示ほ設計書の提出

展示ほ設置決定通知（様式第3号）を受けた受託機関は、すみやかに展示ほ設計書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

7. 展示ほの変更、取り消し

会長はやむを得ない事由により、受託した展示ほを取り消したり内容を変更することができる。

8. 事故の補てん

展示農薬等により薬害、または調査担当者等に対し不利な事故が生じた場合その補てんは原則として依頼者が負担するものとする。